

## 社会福祉法人いちえ会 役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人いちえ会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等の経費をいう。

### (報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員の報酬等は、無報酬とする。

### (費用の弁償)

第4条 この法人は、役員及び評議員がその職務を遂行するために要する費用を弁償することができる。

- 2 役員が理事会及び評議員会に出席したとき並びに評議員が評議員会に出席したときは、別表1により交通費を支払うことができる。ただし、交通費の実費がこれを超える場合には、その実費とすることができる。
- 3 費用の弁償は、請求のあった日から遅滞なく現金で支払うものとする。ただし、本人の同意を得た場合は、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。

### (公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補 則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は平成30年6月22日から施行する。

別表1 理事会及び評議員会の出席に係る交通費

	金額
理事会出席（1回）	1,000円
評議員会出席（1回）	1,000円